

市役所からの お知らせ

市役所(花川北6・1・30・2) / りんくる(花川北6・1・41・1)

より良いまちづくりのため、市長と語り合いませんか

市長室開放

☎25(水) 15時~17時 ※1件30分
 前日17時15分までに広聴・市民生活課へ
 ☎72・3191



ごみの収集日

燃えないごみ・廃蛍光管等の
 収集日 11日(水)

みどりのリサイクル 9日(月)

※本年最後の収集です。終了後は有料収集となりますので、指定ごみ袋で燃やせるごみの日に玄関前に出してください。公園利用者や近隣の方に迷惑になりますので、収集場所には絶対に出さないでください。

問合せ ごみ・リサイクル課
 ☎72・3126

ふれあい雪かき運動 交付金交付制度

高齢者や体が不自由な方の住

宅などの除雪をボランティアで行う町内会などに、交付金を交付しています。詳細はお問い合わせください。

問合せ 高齢者支援課
 ☎72・7014

除雪サービス

冬期間の生活路の確保として玄関先から公道までの除雪を行います。

対象
 ○除雪を支援してくれる近親者などがおおむね300m以内に居住しておらず、70歳以上の自力で除雪が困難な方

○身体障害者手帳1級・2級に該当する方

○義務教育課程を修了する前の方のみで構成される世帯

※前年度の利用者も要申請

申込期間 2日(月)~
 申込・問合せ
 高齢者支援課 ☎72・7014
 厚田支所市民福祉課
 ☎78・1033
 浜益支所市民福祉課
 ☎79・2112

マイナンバーカードの 夜間・日曜交付

「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」が届いている方を対象に、電話予約

でマイナンバーカードの夜間・日曜交付を行います。予約枠に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

日時 ①26日(木)17時30分~19時
 ②29日(日)10時~12時

申込期限 ①25日(水)②27日(金)

申込・問合せ 市民課(市役所1階1番窓口) ☎72・3165

マイナンバーカード 申請受付臨時窓口

写真撮影を行い、オンライン申請手続きをサポートします。予約枠に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

日時 15日(日)10時~12時

場所 花川南コミセン(花川南6・5)

申込期間 2日(月)~13日(金)

申込・問合せ 市民課
 ☎72・3165

就学援助スキー用具 引換券の発送

発送時期 11月上旬
 ※10日(火)を過ぎても届かない場合はご連絡ください

対象 11月1日時点で就学援助の認定を受けている、スキー授業のある小学1・4年生、中学1年生、義務教育学校1・4・7年生がいる世帯

問合せ 学校教育課 ☎72・3171

市民の声を活かす条例 審議会等のうごき				
9月の開催状況			企画課 ☎72・3161	
開催日	名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
1	市民参加制度調査審議会(企画課)	令和元年度市民参加手続の実施運用状況の評価等について(諮問)	公開	1
24	厚田区地域協議会(厚田支所地域振興課)	第7期厚田区地域おこし協力隊の募集検討について	公開	1
25	障害者総合支援認定審査会(障がい福祉課)	障害者総合支援法に基づく介護給付等申請者の障害支援区分の審査	非公開	—
28	浜益区地域協議会(浜益支所地域振興課)	移住・定住の取り組みについて	公開	3
29	下水道事業運営委員会(下水道課)	石狩市下水道事業経営戦略の策定について	公開	1
30	行政改革懇話会(行政管理課)	令和2年度行政改革懇話会の進め方について	公開	0
書面	文化財保護審議会(文化財課)	石狩市郷土研究会に対する石狩市芸術文化振興奨励補助金申請の承諾について	非公開	—
書面	地域公共交通会議(広聴・市民生活課)	自家用有償旅客運送更新登録申請(案)について	非公開	—
書面	石狩浜海浜植物保護センター運営委員会(石狩浜海浜植物保護センター)	会長・副会長の選任について	非公開	—
	介護認定審査会(高齢者支援課)	要介護、要支援の審査・判定(9月中7回開催)	非公開	—

児童扶養手当

定時支払予定日 11日(水)

※昨年8月に送付した児童扶養手当現況届を未提出の場合、お支払いができませんので、至急手続きをしてください

申込・問合せ 子ども家庭課
 ☎72・3128

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書

1月1日~9月30日に国民年金保険料を納付した方に社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が11月上旬に日本年金機構から送付されます。所得税や住民

税の申告では全額が社会保険料

控除の対象となりますので、年末調整や確定申告の際にはこの証明書または領収証書を添付してください。

なお、10月1日~12月31日までに今年初めて保険料を納付した方には、来年2月上旬に送付されます。ご家族の保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができ

ますので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付し、申告してください。

問合せ ねんきん加入者ダイヤル
 ☎0570・003・004
 札幌北年金事務所
 ☎011・717・4115

